

**産別最賃164,000円(4,000円アップ)
港湾年金15年の有期支給に向け協議で合意、妥結**



仮協定書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2015年度（平成27年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

三

1 港湾運送事業の健全な発展と雇用の安定化について

- (1) 認可料金制度の復活に向け、労使双方が実現出来るよう関係先に引き続き働きかけることとする。
 - (2) 港運業界と密接不可分の関係事業が規制緩和や合理化等により、港運の業域・職域に影響を及ぼす事項については、都度労使政策委員会あるいは事前協議会において協議を行うこととする。
 - (3) 民間港湾運営会社の港運への参入には反対すると共に港湾産別労使のルールの徹底を図るよう努力する。
 - (4) 三島川之江港の指定港化については、国土交通省及び当該地区関係者に対し、早期に実現することを引き続き働きかけることとする。

3. 施別積金制度について

- (1) 産別最低賃金については、月額 164,000 円（日額 7,130 円）とする。
なお、この賃金の適用地域（港）及び適用対象労働者等は、現行通りとする。

(2) 現行のあるべき賃金、同基準賃金、同標準者賃金については「賃金・労働時間問題専門委員会」での継続協議事項とする。

3 圖用・職域の確保並びに溝塗営農政策について

- (1) 港運労使は港湾運送事業法及び港湾労働法の存続が第一義であり、港湾運送事業者の業域並びに港湾労働の職域の確保・拡大の観点に立って、それぞれの法適用に当たり最大限活用するよう努力する。
 - (2) 現行の事前協議制度の手続き及び適用面での課題について、中央事前協議会において協議する。
 - (3) 関連専業の労働環境整備について改善に向け引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を促進し、この過程で日港協として必要な支援等を行う。

敵兵を困る。

港湾労働者年金制度について

5. 港湾労働者の安全・衛生対策について

(1) 石綿被災者の救済対策に国の関与を求めるため、四者協議を継続して行うこととし、その成果が得られるよう労使一体となって努力する。

(2) 放射能汚染から港湾労働者の健康保持のため、現行の中古車等の放射線量検査に係る検査機関の検査実態について中央安全専門委員会においてチェックした上で然るべき対応をする。

12

▼そして今、政府はこの集団的自衛権を各種法律に盛り込むための戦争立法作業に入っている。三月に自民・公明両党が法案化に向けてまとめた「合意」では、集団的自衛権にとどまらず、「集団安全保障」への対応も可能としている▼七十年代から築き上げてきた「平和国家」というイメージと信頼性は、大きく損なわれようとしている。

ケースばかり。専門家から見ては「国際情勢を無視した軍事オタクの発想」などと批判されている▼政府に対しても「戦争をしてはならない」と縛りをかけた憲法九条について、政府自ら「戦争ができる」と解釈すること 자체、おかしな話であり法的国家ではありえない行いだ

などの例を挙げて、集団的自衛権が必要と主張した。しかし、いずれも今の個別の自衛権で対処可能なケースか現実には起りえない

換であり、既に昨年七月に閣議決定されている▼そのとき安倍政権は、紛争国から邦人救出や米国を攻撃するミサイルの撃ち落とし

容認。日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍など他国の戦争に参加できるというもの。「東守防衛」という国はの大転

シャモ樽

安倍政権は
本気で「戦争
のできる国」
へ「自指
している▼そ
のため」、ま